

市職員 随時募集中!


民間企業などの職務経験者を対象とした、土木・電気設備・機械設備・建築・薬剤師・臨床検査技師・医療ソーシャルワーカーと、技能労務職の看護補助員を募集しています。詳しくは、市HPまたは人事課（☎47-8196）へ。



市HP

- 採用職種・受験資格など／下表のとおり
- 受付期間／随時受付中（採用予定人員に達した時点で募集を終了）
- 申込方法／原則、市HP「電子申請サービス」から申込 ※インターネットでの申込ができない場合は、人事課へ連絡のうえ郵送なども可
- 採用日／2次試験合格発表以降の日（応相談）
- 試験／1次試験（書類選考）を実施のうえ、合格者には2次試験（面接・作文試験）の案内を送付

▶民間企業等職務経験者

職種	募集人数	受験資格	
		学歴・年齢など	職務経験
技術（土木）	5人	昭和62年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた高校卒業以上の学歴を有する人で民間企業などにおいて右記の職務経験が申し込み時点で3年以上ある人	土木関係の設計・施工監理など
技術（電気設備）	若干人		電気設備関係の設計・施工監理・維持管理など
技術（機械設備）	若干人		衛生・空調・プラント設備などの設計・施工監理・維持管理など
技術（建築）	若干人		建築関係の設計・施工監理など
薬剤師	若干人	昭和59年4月2日以降に生まれた人で当該免許を有し、薬剤師としての職務経験が申し込み時点で3年以上ある人	 <p>建築基準法に基づく建物の審査</p>
臨床検査技師	若干人	昭和59年4月2日以降に生まれた人で当該免許を有し、臨床検査技師としての職務経験が申し込み時点で3年以上ある人	
医療ソーシャルワーカー	若干人	昭和59年4月2日以降に生まれた人で社会福祉士の免許を有し、医療ソーシャルワーカーとしての職務経験が申し込み時点で3年以上ある人	

技術職の2次試験は、東京会場での受験も可能ですので、ご相談ください。

▶技能労務職

職種	募集人数	対象者生年月日	職務内容
看護補助員	若干人	昭和54年4月2日以降	市民病院における患者の食事・排泄・移動介助、看護師の補助業務など

交通安全旗および交通・地域安全手旗を販売しています

市は、自治会や団体、個人などを対象に、交通安全旗と交通・地域安全手旗を販売しています。

地域の交通安全意識の高揚や交通安全活動、防犯みまもり活動などに役立ててください。

- ▶規格／①交通安全旗 縦70cm×横70cm
②交通・地域安全手旗 縦40cm×横52cm
- ▶販売金額／①②ともに1枚200円
- ▶購入方法／午前9時から午後4時30分までに、購入希望枚数と団体名または個人名を直接危機管理室に伝えて申込。購入金額を納付後、同室窓口で交通安全旗または交通・地域安全手旗を受け取り
- ▶問合せ／同室（☎47-7385）へ



交通安全旗



交通・地域安全手旗

下水道への切り替えに利子補給制度のご利用を



市は、清潔で住みよい街にするため、下水道を整備しています。お住まいの地域で下水道が利用できるようになりましたら、お早めに切り替えていただくようお願いします。

排水設備の改造工事の資金に、金融機関からの融資をお考えの人は、「水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給制度」の利用をご検討ください。なお、制度利用には、工事着工前の申込が必要です。

また、工事費用の見積りや施工は、市下水道排水設備指定工事店にご依頼ください。市HPに指定工事店一覧を掲載しています。

詳しくは、下水道課（☎47-8714）へ。



市HP

ご確認ください！屋外広告物は許可が必要です

まちなかなどに設置されている看板、道標、広告塔などは、「屋外広告物」と呼ばれ、掲出にはルールが定められており、許可が必要です。

詳しくは、都市計画課（☎47-8694）へ。

屋外広告物とは

屋外広告物とは、下の4つの要件をすべて満たすものを呼びます。営利目的か否かは問いませんのでご注意ください。

- ①常時または一定の期間継続して表示されるもの
- ②屋外で表示されるもの
- ③公衆に表示されるもの
- ④看板・立看板や広告塔（板）、のほか工作物などに表示されたもの、またはこれらに類するもの



※表示内容が個人名や法人名の表札から、商標・シンボルマークなどの記号表示も含まれます

許可申請が必要です

許可申請書（市HPからダウンロード可）に必要書類を添付し、同課に申請してください。許可には看板の面積などに応じた審査手数料が必要です。

なお、広告物の種類や表示面積によっては、許可申請が不要な場合がありますので、看板などの設置をお考えの方は、同課へお問い合わせください。

また、許可期間満了後も引き続き広告物を設置する場合は、更新の手続きが必要です。

安全点検は義務です

全国で屋外広告物の落下などの事故が多発しています。こうした事故を未然に防ぐため、更新申請時に、有資格者による安全点検の実施が義務付けられています。

広告物を表示・設置するにあたり、広告主、所有者、広告物設置業者などは、補修その他、必要な管理を行う義務があります。



市HP